

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）45条2項の規定に基づき、令和2年5月15日付けで発行した手帳の交付決定処分のうち、障害等級を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2級への変更を求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張し、障害等級を2級に変更することを求めている。

担当医師が障害等級2級の手帳を取得できると言っていたので、3級では納得できない。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2 年 1 1 月 1 1 日	諮問
令和 2 年 1 2 月 2 4 日	審議（第 5 0 回第 3 部会）
令和 3 年 1 月 1 4 日	審議（第 5 1 回第 3 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法 4 5 条 1 項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条 2 項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。
- (2) 法 4 5 条 2 項の規定を受けて、法施行令 6 条は、1 項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3 項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3 項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態については、別紙 2 の表のとおりと規定し、また 2 項において、手帳には障害等級を記載するものとしている。
- (3) 法施行令 6 条 3 項が定める障害等級の認定に係る精神障害の状態の判定に当たっては、精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」（以下「機能障害」という。）と「能力障害（活動制限）の状態」（以下「活動制限」という。）の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている（「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年

9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。)及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。))。

また、「精神障害者保健福祉手帳の診断書の記入に当たって留意すべき事項について」(平成7年9月12日健医精発第45号厚生省保健医療局精神保健課長通知)Ⅱ・8によれば、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄の記入に当たって注意すべき事項として、「日常生活、就学、就労等の場面において、現に援助を受けている状況にある場合にあっては、どのような援助(援助の種類や提供者)をどの程度(援助の量)提供されているかについて具体的に記載すること。」「また、年齢相応の能力が障害されていることで援助を要する状況につき具体的に記載すること。」とされている。

法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ(法51条の13第1項参照)、判定基準等の各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものである。

- (4) 法45条1項の規定を受けた法施行規則23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書を添えて行うこととされているから、本件においても、上記(3)の「総合判定」は、提出された本件診断書により、その記載内容全般を基に、客観的になされるべきものと解される。

## 2 本件処分の検討

次に、本件診断書の記載内容(別紙1)を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか検討する。

(1) 機能障害について

ア 判定基準

本件診断書において、請求人の主たる精神障害として記載されている「うつ病エピソード ICDコード（F32）」（別紙1・1・(1)）は、判定基準によれば、「気分（感情）障害」に該当する。

「気分（感情）障害」による機能障害について、判定基準によれば、「高度の気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が障害等級1級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」が同2級、「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」が同3級とされている。

イ 請求人の機能障害の程度

本件診断書の「発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄には、「推定発病時期」は平成4年頃と記載され、「H4頃に、抑うつ気分などを認め、発症と思われる。H24年11月～当院通院中。抗うつ薬等を服用しているが、抑うつエピソードをくり返し、慢性的に経過している。仕事もできず、生活保護受給している。」と記載されている（別紙1・3）。

「現在の病状、状態像等」欄は、抑うつ状態（思考・運動抑制、憂うつ気分、その他（睡眠障害））、不安及び不穏（強度の不安・恐怖感）に該当し（別紙1・4）、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」欄は「抑うつエピソードを慢性的にくり返し、経過している。」と記載され、「検査所見」欄は「特になし」と記載されている（別

紙 1・5)。

「生活能力の状態の具体的程度、状態像」欄は、「抑うつ状態にて、日常生活に著しい制限を受けている。」と記載されており、「就労状況について」欄には記載がない(別紙 1・7)。また、「備考」欄(同・9)にも記載がない。

これらの記載によれば、請求人は、現在、精神疾患である「うつ病」を有し、抑うつ状態に相当する気分(感情)の障害が認められ、思考・運動抑制、憂うつ気分、睡眠障害、不安・恐怖感がみられると認められる。

しかしながら、本件診断書には、病状の著しい悪化又は顕著な抑制や激越等の重篤な症状についての具体的な記述は見受けられないことからすると、日常生活において必要とされる基本的な活動まで行えないほどに請求人の症状が著しいとまでは判断できない。

したがって、判定基準等に照らしてみると、請求人の機能障害の程度は、気分(感情)障害についての障害等級 2 級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの」に至っているとはいえず、同 3 級の「気分、意欲・行動及び思考の障害の病相期があり、その症状は著しくはないが、これを持続したり、ひんぱんに繰り返すもの」に該当すると判断するのが相当である。

## (2) 活動制限について

ア(ア) 次に、請求人の活動制限についてみると、本件診断書の「日常生活能力の程度」欄は、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」とされ(別紙 1・6・(3))、この記載のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級 2 級程度の区分に該当し得る(留意事項 3・(6)参照)。

また、日常生活あるいは社会生活の具体的な支障の程度について判定する「日常生活能力の判定」欄は、8項目中、「適切にできる」（判定基準において障害等級非該当に相当）が1項目、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」（判定基準において障害等級3級程度に相当）が3項目、「援助があればできる」（同2級程度に相当）が3項目、「できない」（同1級程度に相当）が1項目となっている（別紙1・6・(2)）。これらの判定のみに限ってみれば、請求人の活動制限の程度は、おおむね障害等級3級程度から2級程度までの間となる。

(イ) 他方で、「生活能力の状態の具体的程度、状態等」欄は「抑うつ状態にて、日常生活に著しい制限を受けている。」と記載されおり（別紙1・7）、また、「現在の生活環境」欄は「在宅（家族等と同居）」（別紙1・6・(1)）、「現在の障害福祉等サービスの利用状況」欄は「生活保護」が選択されている（別紙1・8）ものの、日常生活において、どのような援助（援助の種類や提供者）をどの程度（援助の量）提供されているかについての具体的な記載は全くなく、就労状況についても記載はない。

イ 上記ア・(ア)の本件診断書記載内容からすると、確かに、「日常生活能力の判定」及び「日常生活能力の程度」欄の評価だけをみれば、請求人の活動制限の程度は、障害等級2級程度と判断されるとも考えられる（留意事項3・(6)参照）。

しかしながら、本件診断書のその他の記載内容も参考にして、総合的に判断すると、上記ア・(イ)のとおり、本件診断書には援助についての具体的な内容及び担い手並びにその程度について記載がなく、請求人に対する援助の必要性等を窺い知ることができないのであるから、請求人の活動制限の程度が「日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を

必要とする」程度（食事、保清、金銭管理、危機対応に中等度ないしは重度の問題があつて「必要な時には援助を受けなければできない」程度。障害等級おおむね２級程度。留意事項３・(6)参照）であるとまでは判断できない。

むしろ、生活保護以外の障害福祉等サービスを利用せずに、在宅生活を維持し、適切に通院及び服薬ができているのであるから、請求人の活動制限の程度は、「日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける」程度（活動や参加において軽度ないしは中等度の問題があり、あえて援助を受けなくとも、自発的に又はおおむね適切に行うことができるが、援助があればより適切に行いうる程度。障害等級おおむね３級程度。留意事項３・(6)参照）にとどまると判断するのが相当である。

### (3) 総合判定

請求人の障害等級について、上記(1)及び(2)で検討した機能障害と活動制限とを総合して判定すると、請求人の障害程度については、法施行令６条３項の表（別紙２）に照らし、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（障害等級２級）にまで至っているとはいえず、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」（同３級）に該当すると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張し、障害等級を２級に変更することを求めているが、障害等級の認定に係る総合判定は、申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づいて客観的になされるべきものであるところ（上記

1・(4))、本件診断書によれば、請求人の精神障害については、判定基準等に照らして障害等級3級と認定するのが相当であることから(上記2・(3))、請求人の主張に理由はない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1及び別紙2(略)